

●生活を応援

名称		内容	問い合わせ先
手 当	児童扶養手当	18歳になった年の年度末までの児童（一定の障害のある児童は20歳未満）で、父母の離婚などによって、子どもがひとり親家庭等で育成される場合の生活の安定や自立を促すなど、子どもの福祉のために支給される手当です。  （所得要件があります。）	こども政策課
	児童手当	15歳になった年の年度末までの児童を養育している方を対象に支給します。	☎048-736-1111 庄和総合支所
	遺児手当	15歳になった年の年度末までの児童の父または母、あるいは両親が死亡した場合、保護者に対して支給します。  （所得要件があります。）	福祉・健康保険担当 ☎048-746-1111
	交通遺児援護金	交通事故により、父母の一方または両親が死亡した義務教育修了前の児童を養育していて市内に住所を有する方に対して、交通遺児援護金を支給します。	
医 療 費	こども医療費	子どもの医療保険制度における医療費の一部負担金のうち最終的な自己負担額を助成します。  （事前に受給資格の登録が必要です。）  《入院》18歳到達後最初に迎える3月31日までの子ども 《通院》15歳到達後最初に迎える3月31日までの子ども	こども政策課 ☎048-736-1111 庄和総合支所 福祉・健康保険担当 ☎048-746-1111
	ひとり親家庭等医療費	医療保険に加入している母子家庭・父子家庭・養育者家庭など、ひとり親家庭等の人々が、医療にかかった場合に支払った医療費のうち最終的な自己負担額を助成します。  （事前に受給資格の登録が必要となり、児童扶養手当に準じた所得制限があります。）	こども政策課 ☎048-736-1111 庄和総合支所 福祉・健康保険担当 ☎048-746-1111



<p style="text-align: center;">援助</p>	<p style="text-align: center;">就学援助</p>	<p>市内の公立小・中学校及び義務教育学校に通う児童・生徒の保護者で、経済的にお困りの方を対象に、学校給食費、学用品、修学旅行費などの一部を援助します。</p> <p>(所得制限があります。)</p>	<p>学務課</p> <p>☎048-763-2447</p>
<p style="text-align: center;">年金</p>	<p style="text-align: center;">遺族基礎年金</p>	<p>国民年金の保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)がある方または受給権者(老齢給付の受給権者は、受給資格期間が25年以上であること)等が亡くなり、一定の要件を満たしているときに、その人によって生計を維持されていた遺族</p> <p>(※子のある妻、子のある夫または子)に支給されます。</p> <p>(※「子」とは、18歳に到達する年度末までの間にある子か、20歳未満で障害年金1級または2級に該当する程度の障害の状態にある子です。)</p>	<p>市民課</p> <p>☎048-736-1111</p> <p>庄和総合支所</p> <p>市民窓口担当</p> <p>☎048-746-1111</p> <p>春日部年金事務所</p> <p>お客様相談室</p> <p>☎048-737-7112</p> <p>*音声ガイダンスが流れたら、1番を押した後に2番を押してください。</p>
	<p style="text-align: center;">遺族厚生年金</p>	<p>厚生年金の被保険者または受給権者(老齢給付の受給権者は、受給資格期間が25年以上であること)等が亡くなり、一定の要件を満たしているときに、その人によって生計を維持されていた遺族(配偶者、※子、父母、孫または祖父母)に支給されます。</p> <p>(※「子」とは、18歳に到達する年度末までの間にある子か、20歳未満で障害年金1級または2級に該当する程度の障害の状態にある子です。)</p>	<p>春日部年金事務所</p> <p>お客様相談室</p> <p>☎048-737-7112</p> <p>*音声ガイダンスが流れたら、1番を押した後に2番を押してください。</p>



貸付制度	母子及び父子並びに 寡婦福祉資金貸付	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のため、必要な資金を貸付ける県の制度です。  《貸付の種類》①就学支度②修学③修業④就職支度⑤技能習得⑥医療介護⑦生活⑧転宅⑨住宅⑩事業開始⑪事業継続⑫結婚	埼玉県東部中央福祉事務所  ☎048-737-2359  こども政策課  ☎048-736-1111  庄和総合支所  福祉・健康保険担当  ☎048-746-1111
	入学準備金・奨学金 貸付	高等学校、専修学校、短大、大学に進学する意欲はあるが、経済的理由により修学が困難な方（その保護者）を対象に、無利子で貸付けます。（所得制限があります。）	学務課  ☎048-763-2447
	埼玉県ひとり親家庭 高等職業訓練促進資 金貸付事業	高等職業訓練促進給付金受給者を対象とした貸付です。 なお、この貸付は養成機関を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に、その資格を活かして埼玉県内で就職し、5年間従事した場合、返還が全額免除されます。	埼玉県社会福祉協議会  福祉人材センター  ☎048-824-3370
その他	JR 定期乗車券の 割引制度	児童扶養手当の支給（全額支給停止者を除く）を受けている世帯の人が JR 通勤定期券を購入する場合に、割引が受けられます。	こども政策課  ☎048-736-1111

